

平成27年8月6日
北海道管区行政評価局

「特殊法人、独立行政法人等におけるAED(自動体外式除細動器)の設置状況等に関する実態調査」

《調査結果の公表》

当局では、平成27年4月から7月にかけて、道内に支店、事務所、施設等を有する特殊法人、独立行政法人、国立大学法人及び日本司法支援センターを対象に、AEDの設置状況等について初めて網羅的に把握するとともに、AEDを設置しているこれらの法人等におけるAEDの維持管理状況等についても調査しましたので、その概要を公表します。

この調査は、一般市民等に対して、特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置場所等の情報を提供することを主な目的として、当局が独自に企画・立案し、実施したものです。

- ① 道内の全ての特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置場所等の情報を一覧にして公表
- ② 一般財団法人日本救急医療財団へのAEDの登録状況、AEDの点検状況、AED講習の実施状況等について書面調査し、課題が認められた全ての特殊法人、独立行政法人等に対して今後の課題を提示

なお、当局では、平成27年4月に、道内に所在する全ての国の行政機関におけるAEDの設置場所等の情報を一覧にして公表しており、今回の調査結果と合わせて、道内の全ての国の行政機関及び国に関係する法人におけるAEDの設置場所等の情報の一覧を当局のホームページで閲覧できるようになりました。

【本件照会先】

総務省 北海道管区行政評価局 第一部第一評価監視官 栗山

電話：011-709-2311(内線3133) 011-709-1804(直通) F A X：011-709-1843 メール：hkd11@soumu.go.jp

調査の背景

- 平成16年7月に、一般市民によるAEDの使用が認められてから10年以上が経過。この間、AEDの設置台数は飛躍的に増加
- 全国のAEDの販売累計台数は、**44万7,818台(注1)**。このうち、公共施設等に設置され一般市民が利用できるAEDは、**35万2,087台(78.6%)**
- 一般市民によりAEDを使用して除細動が行われた症例数は年々増加
平成17年:46件 → 平成26年:907件(全国)
※心肺機能停止が目撃された症例2万5,469件のうちの3.7%(注2)
- AEDを使用して除細動が行われた場合、行われなかった場合と比べて、**1か月後の生存率は4.8倍、社会復帰率は6.6倍(注3)**

(注1) 平成16年7月から24年12月までの販売累計台数。公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

(注2及び注3) 「平成26年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)による。



- 厚生労働省は、
 - ・ 平成21年4月及び25年9月に、関係省庁等、地方公共団体及びAEDの製造販売業者に対して、**AEDの適切な管理等について周知、要請**
 - ・ 平成25年9月に、**AEDの設置場所や配置などの指針となるガイドライン(注4)**を公表
- 特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置場所、利用可能時間等の情報を網羅したデータは公表されていない。
- 北海道内に支店、事務所、施設等を設置する特殊法人、独立行政法人等の中には、来訪者や利用者が多いところもあるため、これらの法人が設置又は管理するAEDへのアクセス向上に向け、設置情報を網羅的に把握し公表することは、AEDを使った救命活動に寄与



- 特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置場所等の情報や適正な管理等の実施状況について、その実態を明らかにし、AEDの設置情報等の一層の充実を図るために調査を実施
(注4)「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団)

調査結果の概要

- 1 特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置情報(H27.5.1現在)
道内に施設等を有する全ての特殊法人、独立行政法人等61法人に対して網羅的にAEDの設置状況を調査した結果、46法人113機関において計528台のAEDが設置されていることを把握
- 2 書面調査結果(上記、特殊法人、独立行政法人等の全機関を対象。H27.5.1現在)
特殊法人、独立行政法人等が設置するAEDの55.7%が財団に登録されていない、同18.0%が日常点検が実施されていない、同28.6%が点検担当者が配置されていない、また、AEDを設置する機関の15.1%が職員に対する講習を実施していない等の実態を把握

調査結果の公表等(平成27年8月6日)

地域別・法人別の一覧表を当局のホームページ上で公表。また、道のホームページ(他の公的施設等のAED情報掲載)と相互リンク

課題が認められた全ての特殊法人、独立行政法人等に対して財団への登録、点検担当者の配置など今後の課題を提示(参考通知)

1 道内の特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置状況

調査の趣旨、目的

不特定多数の者が利用する特殊法人、独立行政法人等の施設におけるAEDの設置場所等の情報を、一般市民等に提供することは有効

調査結果

○ 道内に支店、営業所、施設等を有する特殊法人、独立行政法人等全61法人155機関のうち、**46法人(75.4%)113機関(72.9%)**が自らAEDを設置又は管理しており、その台数は計528台であることを把握

※ AEDを設置している113機関のうち、AEDの使用実績があるものは10機関(被使用人数36人)。このうち、AEDの使用により救命された人数は9人

道内の特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置状況(H27.5.1現在)
(単位:法人、機関、台、%)

法人別	区 分	設 置	未設置	合 計
特殊法人	法人数	14 (87.5)	2 (12.5)	16 (100)
	機関数	28 (71.8)	11 (28.2)	39 (100)
	AED台数	207	—	207
独立行政法人	法人数	22 (64.7)	12 (35.3)	34 (100)
	機関数	44 (69.8)	19 (30.2)	63 (100)
	AED台数	124	—	124
国立大学法人	法人数	10 (90.9)	1 (9.1)	11 (100)
	機関数	41 (77.4)	12 (22.6)	53 (100)
	AED台数	197	—	197
合 計	法人数	46 (75.4)	15 (24.6)	61 (100)
	機関数	113 (72.9)	42 (27.1)	155 (100)
	AED台数	528	—	528

(注) 機関とは、法人が道内に単独で施設等を設置している組織、道内に設置される支店、事務所、施設等の上部機能を持つ組織及び大学のキャンパスを指す。

AED設置情報の公表

- AEDの設置情報(特殊法人、独立行政法人等名、所在地、設置場所、利用可能時間)について、地域別と法人別の一覧表を作成し、当局のホームページ上で公表 (<http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido.html>)
- 道のホームページ上で掲載されている他の公的施設や民間施設におけるAEDの設置情報と相互リンク (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/AED.htm>)



2 AEDの設置状況等に関する調査結果

(1) AEDの設置情報の登録、公表

制度の概要

【AEDの設置情報の登録、公表】

- 厚生労働省は、平成19年以降、AEDの設置情報(施設名、住所、設置位置、台数等)について製造販売業者を通じて一般財団法人日本救急医療財団(財団)に登録するよう周知、要請
→ 同省のホームページ上で公表
- 財団に登録する目的・意義は、
 - i) 地域住民や救急医療に関わる機関などに対して、AEDの設置場所等を周知すること。
 - ii) AEDのリコール等の安全情報を製造販売業者から迅速・確実に受けられること。

調査の趣旨、目的

- 特殊法人、独立行政法人等におけるAEDの設置情報についても、漏れることなく財団に登録される必要あり。
- AEDの設置情報を一般市民に対してより広く提供するため、特殊法人、独立行政法人等は、自らAEDの設置情報を公表することが望ましい。

調査結果

【財団への登録状況】

- ① 特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているAED528台のうち、294台(55.7%)の設置情報が財団に登録されていない。

【特殊法人、独立行政法人等における公表状況】

- ② 特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているAED528台から、一般市民への使用を想定していない11台を除く517台のうち、263台(50.9%)について、設置又は管理する法人が、自ら設置情報を公表していない。

左記の理由

- ① 「登録の必要性を認識していない」、「一般市民が当該AEDを操作することを想定していない」、「上部機関からの指示がない」、「登録手続きを失念」など。
- ② 「公表について検討していない」、「一般市民が当該AEDを操作することを想定していない」、「上部機関からの指示がない」など。

課題

AEDの設置情報を一般市民や消防機関等に広く提供する観点から、次の措置を講じることが課題
上記①の特殊法人、独立行政法人等について、AED設置情報の財団への登録
上記②の特殊法人、独立行政法人等について、AED設置情報の公表を検討し、可能な限り公表

(2) AEDの維持管理状況

制度の概要

- AEDは適切な管理が必要な医療機器
- 厚生労働省は、AEDの管理等について各省庁、製造販売業者等に対して通知し、ホームページ上でも周知
 - ・ AEDの設置者に求められる事項→ 講習受講歴のある者に日常点検を実施させること。
 - ・ 日常点検の内容→ インジケータランプの確認、バッテリーや電極パッドの交換時期の確認等
 - ・ AEDの保管→ 氷点下とならないよう保管すること。

調査の趣旨、目的

- 特殊法人、独立行政法人等のAEDについても、適切に維持、管理が行われ、緊急時にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐことが必要

調査結果

【日常点検の実施】

- ① 特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているAED528台のうち、95台(18.0%)が日常点検されていない。
- ② 日常点検が実施されているAED433台のうち、254台(58.7%)が毎日、点検されていない。

【点検担当者の配置】

- ③ 特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているAED528台のうち、151台(28.6%)のAEDに点検担当者が配置されていない。
- ④ 点検担当者が配置されているAED377台のうち、43台(11.4%)は、AED講習を受講していない点検担当者が点検を行っている。

【AEDの設置環境】

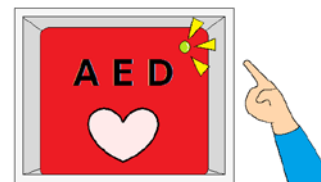
- ⑤ 特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているAED528台のうち、3台(0.6%)が氷点下になる恐れのある場所に設置されているにもかかわらず、夜間に別の場所に移すなどの保管対策が講じられていない。

左記①の日常点検を実施していない理由

- ① 「日常点検の必要性を認識していない」、「販売業者や修理業者と保守契約を締結している」、「点検方法が分からない」など。

左記③の点検担当者を配置していない理由

- ③ 「点検担当者を配置する必要性を認識していない」、「点検する必要性を認識していない」、「自機関の職員以外の者が点検を実施」など。



課題

緊急時にAEDを正常に作動させるため、上記①～⑤に該当する特殊法人、独立行政法人等は、それぞれ次の措置を講じることが課題

- ①日常点検の実施、②設置施設の全開所日における点検の励行、③点検担当者の配置、④点検担当者のAED講習受講、⑤寒冷な環境に配慮したAEDの設置、保管

(3) 職員に対する講習の実施状況

制度の概要

【AEDの使用に関する講習】

- ガイドラインにおいて、AEDを使用できる人材を増やすことの重要性を指摘
→ AEDを設置している施設の関係者や一般市民は、AEDの使用を含む心肺蘇生法(心肺停止者の意識や呼吸の確認、胸骨圧迫、AEDの使用等)の訓練を定期的を受けておく必要あり。
- ガイドライン、消防庁の通知 → 講習の受講頻度は、2年～3年に1回が望ましい。

調査の趣旨、目的

特殊法人、独立行政法人等においても、緊急時に職員が心肺蘇生法を実践できるよう、職員に対する講習を定期的実施することが望ましい。

調査結果

AEDを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等113機関のうち、i)21機関(18.6%)が平成24年4月から27年4月までの間に職員を対象とした講習を実施していない。また、ii)8機関(7.1%)が当該機関内の一部の下部施設でしか講習を実施していない。

左記の理由

「過去に講習を実施したことがあるため」、「上部機関からの指示がない」、「業務多忙により職員の日程調整がつかない」など

課題

職員が緊急時にAEDの使用による心肺蘇生法を実践できるようにする観点から、次の措置を講じることが課題
上記 i) 及び ii) の機関について、できるだけ多くの職員が講習を受講する機会を設定

